

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	中川村健康管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中川村は、健康管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益の影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中川村長

公表日

令和8年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理事務
②事務の概要	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務 ②健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム(健康かるて)、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
【健康管理システム(健康かるて)】 成人健診ファイル 母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条(指定及び通知)第1項 別表第1-10、76、93の2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 (情報提供の根拠) 別表第2-16の2、16の3、102の2項、115の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中川村役場地域政策課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3017
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中川村役場保健福祉課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3019
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏洩・滅失を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 評価実施期間における担当部署 ②役職名	保健福祉課長 中平仁司	保健福祉課長	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新様式変更に伴う追加	事後	
令和3年3月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務及び、健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務、健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務及び新	事前	
令和3年3月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10.76項	・第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10.76.93の2項	事前	
令和3年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号(情報提供の根拠) なし(情報照会の根拠) 別表第2 17.18.19項	・第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号(情報提供の根拠) なし(情報照会の根拠) 別表第2 17.18.19.115	事前	
令和3年3月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日時点	令和3年3月1日時点	事前	
令和3年3月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事前	
令和3年3月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日時点	令和3年3月1日時点	事前	
令和3年5月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務、健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務 ②健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	成人健診システム、乳幼児システム(母子保健)、予防接種システム、宛名管理システム、中間サーバー	成人健診システム、乳幼児システム(母子保健)、予防接種システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10.76.93の2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10.76.93の2項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	【○】委託しない	【】委託しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月14日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号(情報提供の根拠) なし(情報照会の根拠) 別表第2 17.18.19.115の2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号(情報提供の根拠) 別表第2 16の2.16の3項(情報照会の根拠) 別表第2 16の	事前	
令和3年10月29日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号(情報提供の根拠) 別表第2 16の2.16の3項(情報照会の根拠) 別表第2 16の	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号(情報提供の根拠) 別表第2 16の2.16の3.115の2項(情報照会の根拠) 別表第2 16の	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年10月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を	④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	成人健診システム、乳幼児システム(母子保健)、予防接種システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム(健康かるて)、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	【成人健診システム】 成人健診ファイル 【乳幼児システム】 母子保健ファイル 【予防接種システム】 予防接種ファイル 【宛名管理システム】 宛名基本ファイル、宛名履歴ファイル	【健康管理システム(健康かるて)】 成人健診ファイル 母子保健ファイル 予防接種ファイル 【宛名管理システム】 宛名基本ファイル、宛名履歴ファイル	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号(情報提供の根拠)別表第2 16の2,16の3,115の2項 (情報照会の根拠)別表第2 16の2,17,18,19,115の2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号(情報提供の根拠)別表第2 16の2,16の3,102の2項,115の2項 (情報照会の根拠)別表第2 16の2,17,18,19,115の2項	事前	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年3月11日時点	事前	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年3月11日時点	事前	
令和8年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務 ②健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務 ②健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務	事前	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了
令和8年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(健康かるて)、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム(健康かるて)、宛名管理システム、中間サーバー	事前	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了
令和8年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10,76,93の2項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・10,54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 10,76,93の2項	事前	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了
令和8年3月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	中川村役場総務課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001	中川村役場地域政策課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3017	事後	
令和8年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	中川村役場保健福祉課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001	中川村役場保健福祉課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3019	事後	
令和8年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和4年3月11日 時点	令和8年3月25日 時点	事前	評価書の見直しに伴う変更
令和8年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和4年3月11日 時点	令和8年3月25日 時点	事前	評価書の見直しに伴う変更
令和8年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 リスク対策	—	十分である	事前	様式変更に伴う追記
令和8年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	様式変更に伴う追記
令和8年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	様式変更に伴う追記
令和8年3月25日	IV リスク対策 11. 当該対策は十分か	—	十分である	事前	様式変更に伴う追記
令和8年3月25日	IV リスク対策 11. 判断の根拠	—	情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏洩・滅失を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	事前	様式変更に伴う追記